

職員の改善報告に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市政の全般にわたる事務事業に関する職員の改善報告について必要な事項を定め、もって職員の士気の高揚を図り、行政の効率を高めることを目的とする。

(責務)

第2条 職員は、各々の職場における業務について、常に創意工夫を図り、改善に努めなければならない。

2 所属長は、職場内の業務改善活動を積極的に推進し、報告しやすい職場の雰囲気づくりに努めなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において、業務改善事例報告とは、既に実施されている業務の改善等に関する有意義な事例の報告をいう。ただし、報告の対象とすることが不適当なものを除く。

第2章 改善報告審査委員会

(市委員会の設置)

第4条 業務改善事例報告を審査し、褒賞を決定するため、西宮市改善報告審査委員会（以下「市委員会」という。）を置く。

(市委員会の組織)

第5条 市委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は市長、副委員長は副市長、委員は政策局長、総務局長、市長室長及び総務総括室長をもって充てる。ただし、必要があるときは、委員長が認める職員を臨時の委員とすることができる。

3 市委員会の事務局は、総務局総務総括室総務課に置く。

(市委員会の運営等)

第6条 委員長は、市委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 市委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開会できない。

4 市委員会は、必要と認める職員の出席を求めることができる。

5 市委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

第3章 業務改善事例報告

(報告者)

第7条 業務改善事例報告は、チームを設置している場合にあつてはチーム長が、チームを設置していない場合にあつては係長が行う。ただし、その他の職員が報告者となることが適切であると認められる場合は、当該職員がこれを行うことができる。

(提出)

第8条 業務改善事例報告をしようとする者は、所属長の所見が記入された改善報告票を市委員会に提出しなければならない。ただし、私の身近な工夫報告については所属長の意見は不要とする。

2 市委員会は、第14条の強調月間の終了後、前項の規定により提出された改善報告票を政策調整会議メンバー（庁議設置規程第7条第1項及び別表第1に掲げるものをいう。）に送付するものとする。

(第1次審査)

第9条 市委員会は政策調整会議（庁議設置規程第1条に掲げるものをいう。）にて、前条第2項の規定により送付された改善報告票に係る業務改善事例報告を政策調整会議メンバーの投票により審査し、褒賞の対象となる候補を選定し、選定結果を作成する。

(第2次審査)

第10条 市委員会は、前条の規定により選定した業務改善事例報告を審査し、優秀と認めるものの選定及び褒賞の決定を行い、それぞれの選定結果及び決定結果を作成する。

2 褒賞の種類は、最優秀ステップフォワード賞、優秀ステップフォワード賞、ステップフォワード賞、敢闘ステップフォワード賞、私の身近な工夫賞及び報告賞とする。ただし、市委員会が必要と判断するときは、新たな褒賞を設けることができる。

(業務改善事例報告の褒賞)

第11条 市委員会は、前条第1項の規定により褒賞の決定が行われた業務改善事例報告について、別表の区分に応じ、褒賞する。

(通知)

第12条 市委員会は、審査の終了後、庁内に審査結果を通知するものとする。

(表彰)

第13条 第10条第1項の規定により褒賞が決定した業務改善事例報告のうち、特に必要があると認めるものについては、市長又は副市長が表彰するものとする。

第4章 その他

(強調月間)

第14条 市委員会は、毎年度、業務改善事例報告の提出についての強調月間を設け、周知及び啓発を図るものとする。

(公表)

第15条 市委員会は、優秀な業務改善事例報告について、庁内ニュース等により公表するものとする。

2 市委員会は、業務改善事例報告について、庁内掲示板等を活用し、報告事例を共有化するものとする。ただし、共有化することが不適当なものを除く。

(報告への協力)

第16条 所属長等は、業務改善事例報告に関し報告者に必要な指導及び助言を与えなければならない。

(権利の帰属)

第17条 業務改善事例報告に関する権利のすべては、市に帰属する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第11条関係）

業務改善事例報告の褒賞

区分	褒賞金額
最優秀ステップフォワード賞	30,000円
優秀ステップフォワード賞	20,000円
私の身近な工夫賞	10,000円
ステップフォワード賞	10,000円
敢闘ステップフォワード賞	5,000円

報告賞	1,000円
-----	--------

備考

- 1 同一の報告者が提出した一の報告が複数の褒賞の対象となったときは、審査結果が最も上位のものについてのみ褒賞するものとする（敢闘ステップフォワード賞を除く。）。
- 2 同一の報告者が提出した複数の報告が同一区分の褒賞の対象となったときは、重複して褒賞金額は支払わないものとする。